

「人づくり事業補助金」をご活用ください— あなたの「やる気」 をサポートします!!

羽幌町では人づくり事業補助金として、まちづくりのための人材育成を目的に地域活動を積極的に行うひとや団体に対し、その事業にかかる費用の一部を助成しています。また、今年度から、町内の学校に通学する小・中学生、高校生も補助の対象になったほか、従来からの「人づくり事業」に加えて、新たに「未来の人づくり事業」を創設し、制度の充実を図りましたので、まずはお気軽にお問い合わせください。

制度の共通事項

■ 補助の対象となる経費は？

会場使用料、講師の謝礼金、交通費、宿泊費、印刷費、研修会への参加経費、弁代など事業に必要な経費です。

■ 人づくり委員会って？

「まちづくり」は「人づくり」が最も必要と考える町民で構成された組織です。

■ 利用したいときは？

羽幌町に申請し、人づくり委員会の事業内容審査・選考(未来の人づくり事業や過去に同様の内容で事業決定されているものは除きます)を経て羽幌町が決定します。

「人づくり事業」

■ 補助される額は？

原則100万円を最高限度額とし、小・中学生、高校生は補助対象経費の3/4以内、それ以外は2/3以内です。

■ どんな人が対象になるの？

町内に住んでいる人、団体。また小・中学生、高校生に限り、町内の学校に通学する人も対象になります。

■ どんな事例が対象になるの？

次のような場合が対象となります。

- 1 新商品の開発などを目的に、研修会への参加や先進地を視察する場合
- 2 自分の専門知識を向上させるため講習会などに参加し、資格等を取得する場合
- 3 講習会等の開催により、その後参加者が「まちづくり」に寄与できると思われる場合
- 4 ホームスティ等を通じ、海外との交流を行うことで、自らの視野を広げる場合
- 5 各々の活動の視野を広げるため、その分野における先進地の視察や交流をする場合
- 6 地域振興に大きく貢献すると思われる団体を新たに立ち上げる場合

「未来の人づくり事業」

■ 補助される額は？

補助対象経費の10/10以内で、道内3万円、道外5万円、国外15万円が上限です。

■ どんな人が対象になるの？

町内に住んでいるか、町内の学校に通学する小・中学生、高校生が対象になります。

■ どんな事例が対象になるの？

専門講師による指導を受けることができる町外で開催される講習会等に参加し、リーダー養成や文化・スポーツ技術の向上を図るほか、資格の取得を目的とする事業が対象になります。

効果が個人に帰属するものであっても対象となりますが、補助金の交付は、1人1年間に1回限りです。また、大会やコンクール、進学を目的とした学習のための講習等は対象外となります。

☎お問い合わせ

地域振興課政策推進係 ☎ 68-7013(課直通)